

別表5 傷病性質コード表

大分類	分類項目		コード
負傷 (負傷を伴わない 事故を含む。)	骨折		01
	切断		02
	関節の障害 (捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)		03
	打撲傷 (皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)		04
	創傷 (切創、裂創、刺創及び挫滅創を含む。)		05
	外傷性の脊髄損傷		06
	頭頸部外傷症候群 (いわゆる「むちうち症」)		07
	火傷 (高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)		08
	に掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故 (感電、溺水、窒息等)		12
業務上の負傷に起因する疾病	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血種、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		13
	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器等の疾患		14
	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア (横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等) 等の胸腹部臓器の疾患		17
	負傷 (急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。) による腰痛		18
	脊柱又は四肢の負傷による関節症等の非感染性疾患 (負傷による腰痛を除く。)		19
	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		20
	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		21
	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する災害性難聴等の耳の疾患		23
に掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		24	
物理的因子による 疾病 (がんを除く。)	有害光線による疾病	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	25
		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	26
		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	27
		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	28

大分類	分類項目	コード	
物理的因子による 疾病(がんを除く。)	電離放射線にさらされる業務による急激放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	29	
	異常気圧による疾病	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	31
		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	32
	異常温度条件による疾病	暑熱な場所における業務による熱中症	33
		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	34
		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	35
	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	36	
	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	38	
	に掲げるもの以外の物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病(業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病を除く。)	39	
	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	40
重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)		41	
さく岩機、鋌打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害		42	
せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾患		手指の痙攣又は書痙	43
		手指、前腕等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症	44
		「頸肩腕症候群」	45
に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因することの明らかな疾病		46	

大分類	分類項目	コード
化学物質等による 疾病(がんを除く。)	厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。) にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの	
	合成樹脂の熱分解 生成物による疾病	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患 48
		塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患 49
	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	50
	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎気管支喘息等の呼吸器疾患	51
	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	52
	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	53
	空気中の酵素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	54
	に掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	55
	粉じんの吸引による 疾病	粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又は、じん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年厚生労働省令第6号)第1号各号に掲げる疾病 56
細菌、ウイルス等 の病原体による疾 病	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	57
	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	60
	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	61
	屋外における業務による恙虫病	62
	57~62 に掲げるもの以外の細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	63
がん原性物質若し くはがん原性因子 又はがん原性工程 における業務によ る疾病	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	64
	ベータ-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	65
	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	66
	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	68

(4)

大分類	分類項目	コード
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	69
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	70
	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	71
	ベンゼンにさらされる業務による白血病	72
	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	81
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫及び甲状腺がん	82
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	83
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	84
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	85
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	86
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	87
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	90
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	91
	に掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	92
その他業務に起因することの明らかな疾病	93	

- (注) 1. 同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。
2. その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード（小さな番号）に分類すること。
3. がんについては、すべて のいずれかに分類すること。
4. 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。

傷病性質コード表

大分類	分類	項目	コード
負傷 (負傷を伴わない 事故を含む。)	骨折		01
	切断		02
	関節の傷害 (捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)		03
	打撲傷 (皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)		04
	創傷 (切創、裂創、刺創及び挫滅創を含む。)		05
	外傷性の脊髄損傷		06
	頭頸部外傷症候群 (いわゆる「むちうち症」)		07
	火傷 (高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)		08
	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故 (感電、 溺水、窒息等)		12
	業務上の負傷に起 因する疾病	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、 外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	
脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹 部臓器等の疾患			14
胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア (横隔膜ヘルニ ア、腹膜癒痕ヘルニア等) 等の胸腹部臓器の疾患			17
負傷 (急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。) による腰痛			18
脊柱又は四肢の負傷による関節症等の非感染性疾患 (負傷による腰痛 を除く。)			19
皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症			20
業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患			21
爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する災害性難聴等 の耳の疾患			23
13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病			24
物理的因子による 疾病 (がんを除く。)		有害光線による疾 病	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮 膚疾患
	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障 等の眼疾患又は皮膚疾患		26
	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等 の眼疾患又は皮膚疾患		27
	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼 疾患		28

大分類	分類	項目	コード	
物理的因子による 疾病 (がんを除く。)	電離放射線にさらされる業務による急激放射線症、皮膚潰瘍等の放射 線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血 等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		29	
		異常気圧による疾 病	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函 病又は潜水病	31
			気圧の低い場所における業務による高山病又は航 空減圧症	32
		異常温度条件によ る疾病	暑熱な場所における業務による熱中症	33
			高熱物体を取り扱う業務による熱傷	34
			寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う 業務による凍傷	35
			著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	36
			超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	38
			25から38までに掲げるもの以外の物理的因子にさらされる業務に起因 することの明らかな疾病 (業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過 度の負担のかかる作業態様に起因する疾病を除く。)	39
		身体に過度の負担 のかかる作業態 様に起因する疾病	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱 (腰痛 を除く。)	
重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢 により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛 (負 傷に起因する腰痛を除く。)			41	
さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振 動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又 は運動器障害			42	
せん孔、印書、電 話交換又は速記の 業務、金銭登録機 を使用する業務、 引金付き工具を使 用する業務その他 上肢に過度の負担 のかかる業務によ る疾患	手指の痙攣又は書痙			43
	手指、前腕等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症			44
	「頸肩腕症候群」			45
40から45に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様に起 因することの明らかな疾病			46	

大分類	分類項目	コード	
化学物質等による疾病(がんを除く。)	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	47	
	合成樹脂の熱分解生成物による疾病	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪感、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	48
		塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾病	49
	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	50	
	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎気管支喘息等の呼吸器疾患	51	
	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	52	
	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	53	
	空気中の酵素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	54	
	47から54までに掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	55	
	粉じんの吸入による疾病	粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又は、じん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1号各号に掲げる疾病	56
細菌、ウィルス等の病原体による疾病	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	57	
	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	60	
	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	61	
	屋外における業務による恙虫病	62	
	57から62までに掲げるもの以外の細菌、ウィルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	63	
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	64	
	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	65	
	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	66	
	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	68	

大分類	分類項目	コード
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	69
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	70
	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	71
	ベンゼンにさらされる業務による白血病	72
	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	81
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫及び甲状腺がん	82
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	83
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	84
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	85
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	86
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	87
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	90
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	91
64から91までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	92	
その他業務に起因することの明らかな疾病	93	

- (注) 1. 同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。
2. その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類すること。
3. がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類すること。
4. 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。